

2019年12月24日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
中央社会保険医療協議会 会長 田辺 国昭 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 森光 敬子 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓 印

京都糖尿病医会
会長 鍵本 伸二 印

C101 在宅自己注射指導管理料、C150 血糖自己測定器加算等の 改善を求める要請書

公的医療保険による「療養の給付」の拡充にご尽力いただき、真に感謝します。

- (1) 医科診療報酬点数表の C101 在宅自己注射指導管理料「2 1 以外の場合」については、現在、「イ 月 27 回以下 650 点」と「ロ 月 28 回以上 750 点」に区分されていますが、患者に対する指導、効果判定、副作用等に関する管理は、自己注射の回数に関わらず必要であり、患者の自己注射の回数で医師が行う指導管理の点数を区分すべきではありません。
- (2) 在宅自己注射指導管理料の算定要件で「入院外の場合、導入前に 2 回以上の医師による十分な教育期間を取り、十分な指導を行った場合に限り算定する」とされていますが、著しい高血糖や妊娠糖尿病などにより、2 回以上の外来等による指導をする余裕もなく、初回の指導日からインスリンの自己注射を開始しなくてはならない患者が存在します。個々の患者の理解度を無視して指導回数が固定化されているために、本来不必要な診療が生じることもあります。
- (3) C150 血糖自己測定器加算について、「月何回以上測定した場合」として 6 区分に分かれています。これは医療機関でしか給付できない血糖試験紙又は固定化酵素電極の個数で分けられているのであり、次回受診日までに実際に給付した保険医療材料の個数が一月辺りと考えれば何個に相当するかで勘定されるべきものであるにもかかわらず、月の初日から末日迄で何回に相当するかで勘定するという混乱が生じています。
- (4) 血糖自己測定器加算については、簡素化が叫ばれているレセプト記載要領において、点数名で指示した回数がかかるにも関わらず、別途回数を記載させるなど無用な負担を医療機関に課していることも問題です。
- (5) 院内で自己注射用の注射針を渡した場合、C153 注入器用注射針加算を算定しますが、現在はインスリンを 2 ヶ月分処方しても同加算は 1 ヶ月分しか算定できないため、2 ヶ月目の分の針が医療機関の持ち出しになっています。これも血糖自己測定器加算と同様に 2 ヶ月、3 ヶ月分まとめて算定できるようすべきではないでしょうか。

(6) 最後に、フラッシュグルコースモニタリングシステムについては「皮下に挿入したセンサーが間質液中のグルコース濃度を連続的に測定し、濃度変動パターンを表示して、血糖自己値測定間の血糖値トレンドを推定する」というフラッシュグルコース測定機能が評価されていない現状があります。

以上を踏まえて、2020年（令和2年）度診療報酬改定において、下記の改善を実現していただきますよう要請します。

記

1. C101 在宅自己注射指導管理料の「2 月 1 日以外の場合」について、「イ 月 27 回以下 650 点」と「ロ 月 28 回以上 750 点」を自己注射の回数に係わらず 750 点に統一すること。
2. 在宅自己注射導入前の教育期間と指導について、C101 在宅自己注射指導管理料の算定要件とはせず、医師の判断により自己注射を開始できることを明確にすること。
3. C150 血糖自己測定器加算は、医師が指導管理を行った時に検査を指示した回数として算定できることを明記すること。
4. C150 血糖自己測定器加算のレセプト記載要領について、血糖自己測定の回数を記載する取扱いを廃止すること（点数名と重複しており無駄である）。
5. C153 注入器用注射針加算は、インスリン製剤を 2 月分又は 3 月分以上処方している患者等について、1 月に 2 回又は 3 回算定することができるようにすること。
6. 血糖自己測定に当たってのフラッシュグルコースモニタリングシステム（FGM）を使用した場合の評価を新設すること。

以上

2019年12月25日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
中央社会保険医療協議会 会長 田辺 国昭 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 森光 敬子 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

「C101 在宅自己注射指導管理料、C150 血糖自己測定器加算等の 改善を求める要請書」送付の件

拝啓

師走の候、健康保険制度における「療養の給付」の拡充にご尽力・ご努力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年4月、診療報酬の改定が実施されます。現在、中央社会保険医療協議会の方で改定に向けて議論を進めていただいていることと存じます。

その中で、今回、特に医科点数表の C101 在宅自己注射指導管理料、C150 血糖自己測定器加算等について、次回改定で改善していただきたいことがあり、京都糖尿病医会会長様との連名で、緊急に要請書を送付させていただきました。

要請書についてご理解いただき、是非改善していただけますよう、よろしく願いいたします。

敬具